# 社会保険診療報酬支払基金の説明概要

### 【保険者等】

健康保険等の被用者保険や公費負担医療の審査支払業務を受託

### 【受託数等】

受託者数約1万3,000 箇所(健康保険等の被用者保険や公費医療負担実施機関等) 22万7,000 箇所の病院、診療所等から基金ヘレセプト請求

## 【審査支払に要する期間等】

医療機関等からの請求は診療翌月の 10 日。保険者等から毎月 20 日までに基金に診療 費等を払ってもらい、21 日までに基金から各医療機関に支払う。

### 【手数料等】(支払基金法に定めあり)

保険者等から「手数料=レセプト 1 枚当たりの単価×レセプト枚数」を受領 紙媒体や電子レセプト等を平均すると83円50銭/枚(但し、紙に印刷した場合には111 円40銭)

# 【レセプトの媒体】

紙媒体もあるが、主に電子レセプト(平成 23 年 10 月診療分(東京支部)で見ると、<u>電子89%、紙は11%、9 対 1 の割合</u>)

#### 【審查内容等】

保険診療ルール(療養担当規則、診療報酬点数表、関連通知等)に基づく審査を実施 査定実績は、件数にして約 1.1%、金額にして 0.2%

# 【審査担当職員等】

全体 4,936 人のうち、審査事務を集中的に担当している者は約 3,000 人

一人当たり毎月約1万7,000件を担当

採用時に、特別な経歴・経験を求めていないが、採用後、各種研修等を通じて保険診療 ルール等の専門性を高めている。

審査担当職員の査定寄与度を査定された点数割合で見ると33.3%

### 【審査委員等】

診療科別に医師を審査委員(4.674 人)に委嘱。専門分野別に審査を実施。

月当たりの審査日数は、東京支部で7日間、少ない支部で3日

1 人当たり毎月約1万1,000 件を審査

審査委員の査定寄与度を査定された点数割合で見ると 20.4%(審査委員の指導・助言に基づいて、システム改修や職員による審査を行っており、単純に審査委員の貢献度が 2割ということではない。)

# 【再審査請求】

保険者側からの再審査請求件数は 461 万件(査定件数 181 万件) 医療機関等からの再審査請求件数は 23 万件(査定件数 8 万件) 再審査請求にさらに不服がある場合は再々審査

# 【支出総額(876.3 億円)の内訳等】

人件費、職員の給与諸費が約半分程度 コンピューターの関連経費等3割程度 審査委員会の先生方に支給する手当は大体15%程度